

九州保健福祉大学リポジトリ運用指針

2019年9月1日 制定

(目的)

1. この指針は、九州保健福祉大学（以下「本学」という。）において運用する九州保健福祉大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用方針を定めることを目的とする。

(定義)

2. この指針においてリポジトリとは、本学において作成された教育・研究成果を電子的に収集・蓄積・保存（以下、「登録」という。）し、学内外に無償で発信及び提供すること（オープンアクセス）により、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理及び運用)

3. 本学リポジトリの管理及び運用は、附属図書館が行う。

(登録者)

4. リポジトリに教育・研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。
 - (1) 本学の機関
 - (2) 本学に在籍する教職員
 - (3) 本学大学院研究科の博士課程に在籍した大学院学生
 - (4) その他、附属図書館長が適当と認めた者

(登録範囲)

5. リポジトリに登録することができる教育・研究成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 学術論文（学術雑誌掲載論文、学会発表資料等）
 - (2) 学位論文（博士論文）
 - (3) 本学発行の研究紀要、機関紙、研究報告等
 - (4) その他、附属図書館長が適当と認めたもの

(登録の申請)

6. 著作権が大学に帰属された「九州保健福祉大学研究紀要」についてはリポジトリへの登録申請の必要はないものとする。学位論文（博士論文）を登録する際は、「博士学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）」をもって行う。

(登録の代行)

7. リポジトリへの登録は附属図書館が登録事務を代行する

(登録の削除・非公開化)

8. リポジトリに既に登録された教育・研究成果が次のいずれかに該当する場合は、図書・紀要委員会の議を経て一部又は全部を削除又は非公開化することができる。

(1) 登録者から削除の申請があった場合

(2) 図書・紀要委員会において公開を不適切であると判断した場合

(免責事項)

9. 本学は、リポジトリに登録された教育研究成果を利用することによって発生したいかなる損害について一切責任を負わないものとする

(その他)

10. 本運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し定めのない事項については、必要に応じ図書・紀要委員会で定める。

附則

この指針は、2019年9月1日から施行する。